

○『我孫子市長期継続契約の締結に関する条例』の改正箇所について

1. 物品を借入れる契約に係る契約期間

改正前：5年以内

**改正後：車両：7年以内、その他：5年以内**

2. 役務の提供を受ける契約に係る契約期間

改正前：3年以内

**改正後：物品の借入れに付随する保守業務：物品の借入れと同じ期間、  
他の委託：3年以内**

3. 附則（契約の制限）

改正前：役務の提供を受ける契約については、当該契約に係る予定価格が1,000万円以上のときは、これを行うことができない。

**改正後：－（契約の制限の削除）**

※ ただし、議会の関与を考慮すると案件によっては債務負担行為での対応と比較検討すべき場合があることから、総額1000万円以上の金額となる案件については事前に契約担当課と協議する旨を『我孫子市長期継続契約の締結に関する事務取扱要領』に規定する。なお、近隣市において金額の上限を定めている事例は見受けられない。

4. 施行日

**令和6年1月1日とする**